

日本色彩学会 論文投稿規定

1999(平成 11)年 5 月 16 日改訂

2006(平成 18)年 6 月 28 日改訂

(目的)

第 1 条 この規定は、日本色彩学会誌に掲載する論文の投稿について規定する。

(論文の内容)

第 2 条 論文の内容は、色彩に関する学術、技術、あるいは芸術の進歩・向上に寄与し、信頼性を有し、独創的で新規なまたは有用な研究結果を含むものとする。ただし、学術誌等に論文として投稿中ないし既掲載のものを除く。

(論文の種類)

第 3 条 日本色彩学会誌に掲載される論文の種類は、次のいずれかとする。

- (1) (原著論文) 理論、調査、実験、開発、実践などに関する研究報告または論説。
- (2) (研究速報) 原著論文に準じ、小論文として研究成果を速報するもの。

(投稿資格)

第 4 条 論文の著者の少なくとも一人は本学会員でなければならない。ここにいう本学会員とは、正会員、学生会員、または名誉会員を指す。

(投稿方法)

第 5 条 投稿原稿は、別に定める「日本色彩学会誌執筆要領」に従って作成し、学会誌編集委員会に送付する。

(投稿後の取り扱い)

第 6 条

- (1) (受付) 投稿論文には、投稿受付日と受付番号が付記され、著者に通知される。
- (2) (査読) 投稿論文は、別に定める「日本色彩学会査読規定」に従って査読される。
- (3) (審査) 学会誌編集委員会は、査読結果にもとづき、論文の「掲載可」、「著者に照会後再審査」、「掲載不可」の判定を行ない、その結果を著者に通知する。掲載可とされた論文には、掲載決定日が付記される。再審査は 1 回を原則とする。
- (4) (掲載) 掲載可とされた論文の掲載は、掲載決定日の順によることを原則とする。
- (5) (校正) 論文の印刷にあたり、原則として著者校正を一回行なう。このとき著者は、印刷上の誤り以外の修正、加筆、削除などを行なってはならない。
- (6) (投稿論文の取り下げ) 著者は、掲載可とされた論文を取り下げることはできない。照会後再審査と判定された論文は、学会誌編集委員会に文書で申し出ることにより取り下げることができる。
- (7) (異議申立て) 掲載不可の場合、その判定に異議あるときは書面をもって、学会誌編集委員会に再審査を請求することができる。
- (8) (誤り訂正) 著者は、掲載決定後に論文内容に関する誤りに気付いたときには、「誤り訂正」

を投稿することができる。

(9) (掲載取り消し) 学会誌編集委員会は、掲載決定後においても、二重投稿、論文盗用、データ改ざん等の不正を発見した場合は、掲載を取り消すことができる。

(著作権)

第7条 本学会誌に掲載された論文の著作権および編集著作権は、本学会に帰属するものとする。ただし、著者自身が利用する場合には制約を受けない。

(掲載料等)

第8条 論文の掲載料および別刷料は別に定める基準による。

(準用)

第9条

(1) (研究資料) 研究資料の投稿については、この規定を準用する。ここに、研究資料とは、調査、実験、開発、実践などの結果を資料として提供するものをいう。

(2) (誌上討論) 誌上討論の投稿については、この規定を準用する。ここに、誌上討論とは、本学会誌に既掲載の論文、研究資料、誌上討論の内容に対する意見を述べたものをいう。

(規定の改廃)

第10条 本規定の改廃は、学会誌編集委員会が起案し、理事会が行う。

付則 本規定は、2006(平成18)年10月1日より施行する。